

第34回帯広市農業委員会議事録

平成31年3月28日、第34回帯広市農業委員会を帯広市役所10階第6会議室に招集した。

1. 開催時間 午前10時30分(開会)～午前11時45分(閉会)

2. 出席者 別紙のとおり

3. 審議案件

番 号	件 名
報告 第1号	農業委員会事務について
第2号	現況証明書発行等に関する専決処分について
第3号	市街化区域内の農地法第4条に係る農地転用届出について
第4号	農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
議案 第1号	農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
第2号	農地等の権利移動許可申請に対する決定について
第3号	農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
第4号	農地の転用許可申請に対する決定について
第5号	農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
第6号	農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する決定について
第7号	農用地利用集積計画の案の決定について

4. 署名委員 2番 丸谷 友姫 委員
3番 合歓垣 利隆 委員

出欠調書

<農業委員>

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	廣瀬 智美	出席	14	石崎 一彦	出席
2	丸谷 友姫	出席	15	野原 幸治	出席
3	合歓垣 利隆	出席	16	宮浦 伸一	出席
4	山崎 博之	出席	17	松金 栄治	出席
5	石川 俊浩	出席	18	高田 勝則	出席
6	堀口 宏敏	出席	19	高橋 国宏	出席
7	河瀬 誠一	出席	20	小倉 豊	出席
8	廣瀬 文彦	出席	21	石井 清人	出席
9	森 和裕	出席	22	岩城 利寛	出席
10	吉田 宏一	出席	23	濱野 敏夫	出席
11	吉田 利彦	出席	24	中村 健一	出席
12	深田 敬吾	出席	25	中村 正信	出席
13	飯田 祐一	出席	26	中谷 敏明	出席

出席委員 26名
欠席委員 0名

<事務局>

職名	氏名	出欠
事務局長	河本 伸一	出席
農地課長	逢坂 弘和	出席
農地係係長	森田 公樹	欠席
農地係主任	森 慎太郎	欠席
農地係専門員	木原 一広	出席
農地係専門員	今井 祐一	出席
農地係主任補	水野 晴基	出席
農地相談員	窪田 未帆	欠席

事務局 長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第34回帯広市農業委員会を開催いたします。
中谷 会長	(会長より、近況含め、挨拶)
議長	これより、議事に入ります。
	初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。
	会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。
	次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 長	報告いたします。
	本日の出席委員は26名、全員となっております。
	本日の議事につきましては、報告が4件、議案が7件でございます。
	(配布資料の確認)
	報告は以上でございます。
議長	次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。
	本日の議事録署名委員には、2番 丸谷 友姫 委員、3番 合歓垣 利隆 委員を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
	それでは、報告案件に入ります。
	報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。
事務局(逢坂課長)	農業委員会の主要事務の処理概要等について、次のとおり報告します。
	(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務概要の朗読・説明)
議長	ただいまの事務局からの報告について、ご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。
	次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。
	まず、2月分の調査結果について、堀口 調査委員長より報告をお願いします。
堀口 調査委員長	2月26日の調査ですが、報告第2号 現況証明の附番80から84の5件について、現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。同じく報告第2号 法務局からの照会の附番3について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
	以上で、2月分の報告を終わります。
議長	ありがとうございました。
	次に、3月分の調査結果について、石崎 調査委員長よりお願いいたします。

石崎 調査委員長	3月12日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番86から87の2件について、 現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。
議 長	以上で、3月分の報告を終わります。
(委 員)	ありがとうございました。
議 長	以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
事務局(逢坂課長)	次に、報告第3号「市街化区域内の農地法第4条に係る農地転用届出について」、 事務局より説明願います。
議 長	農地法第4条第1項第7号の規定に基づき市街化区域内の農地転用の届出があり 受理したので、次のとおり報告します。
(委 員)	(報告第3号、附番4及び5の市街化区域内の農地転用2件について朗読・説明)
議 長	いずれも住宅の建設を目的とした、市街化区域内での転用届けでございます。
(委 員)	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
議 長	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。
事務局(逢坂課長)	次に、報告第4号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立 について」、事務局より説明願います。
議 長	帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の 指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。
(委 員)	(報告第4号、附番8のあっせん委員指名の専決処分およびあっせんによる売買の 成立1件について朗読・説明)
議 長	ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。
(委 員)	(なし)
議 長	特に無いようですので、報告第4号はこれで終わります。
議 長	以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
議 長	これより議案の審議に入ります。
事務局(水野主任補)	議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題と いたします。
	議案の内容について、事務局より説明願います。
	農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況に ついて、確認を求めます。
	(議案第1号、附番37の合意解約について朗読・説明)
	以上附番37につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約 が成立しているものと考えます。

議 長	<p>それでは審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、通知の内容に基づく合意解約の成立を確認いたしました。</p> <p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(水野主任補)	<p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p> <p>(議案第2号、附番47から53までの使用貸借権設定3件、贈与による所有権の移転3件、売買(あっせん)による所有権の移転1件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>以上、附番47から53までの7件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは、審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについて ご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>次に議案第3号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。</p> <p>議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。</p> <p>(議案第3号、「1. 農用地利用計画」附番19から21の農業用施設用地への用途変更3件、「3. 農地転用計画」附番14から16の農業用施設の建設に関する農地転用3件について調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それでは農用地利用計画附番19、農地転用計画附番14からご説明いたします。計画面積は1,170.47㎡となっておりますが、先月の4条転用分465.99㎡と今月の4条転用分704.48㎡を併せた面積となっております。これにつきましては意見を求めるものです。申請者は、小麦等を主とする畑作農家です。平成26年に小麦乾燥施設を建設いたしました。近年雨漏りがひどく、乾燥する小麦の品質管理に支障をきたすようになってきているのが現状です。修繕を考えましたが、新設と同程度の費用がかかることから、新たに建設することを計画したものです。既設敷地内に余地はなく、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、農地利用計画を変更することは問題ないものと考えます。</p> <p>次に農用地利用計画附番20、農地転用計画附番15です。申請者は乳牛82頭、</p>

育成牛74頭、和牛8頭合計164頭を飼育する酪農家です。農機具は、既設格納庫が手狭なため、飼料乾燥庫に空きができたところに仮置きしているのが現状です。入りきらない農機具が風雨にさらされていることから、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

次に農用地利用計画附番21、農地転用計画附番16です。申請者は乳牛65頭、育成牛40頭、合計105頭を飼育する酪農家であります。経営の安定と効率化を目指し、乳牛88頭の増頭を行うため、牛舎・麦稈庫・飼料施設及び堆肥舎等の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境に影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

説明は以上です。

議長

それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

「1.農用地利用計画」附番19から20および「2.農地転用計画」附番14から15について、宮浦委員よりお願いいたします。

宮浦委員

それでは意見を申し上げます。まず農用地利用計画附番19および農地転用計画附番14です。申請者は小麦を主とする畑作農家です。平成26年度に既設宅地内に小麦乾燥施設を建設しましたが、近年雨漏りがひどく小麦の品質に支障をきたしているのが現状です。修善も検討しましたが新設費用と変わらないため、新たに建設することを計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

続いて農用地利用計画附番20及び農地転用計画附番15です。申請者は乳牛82頭、育成牛74頭、和牛8頭合計164頭を飼育する畜産農家です。既設格納庫に余地は無く、飼料乾燥庫に空きができるまで格納できず、雨ざらしとなっていることから、今回、農機具格納庫の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。次に「1.農用地利用計画」附番21および「2.農地転用計画」附番16について、堀口委員よりお願いいたします。

堀口委員

それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番21および農地転用計画附番16です。申請者は乳牛65頭、育成牛40頭を飼育する酪農家であります。今回、経営安定と作業の効率化を目指し、規模拡大を行うため、新たに88頭を飼育できる牛舎・麦稈庫・飼料施設及び堆肥舎等の建設を計画したものです。農機具の保管は、既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、当該計画の変更に 異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。</p> <p>次に議案第4号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(今井専門員)	<p>農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第4号、附番6から8の農業用施設建設のための農地転用3件について、調査書に調査書に基づき朗読・説明)</p> <p>それではご説明いたします。まず附番6および7についてですが、議案第3号でご説明した内容のとおりですので詳細は省略させていただきます。</p> <p>続きまして、附番8番です。申請者は牛の肥育を行っている畜産農家です。無届転用であったこの案件について、平成28年度に農地部会を開催し、追認で処理することを了承されております。平成29年6月には農振計画見直しが認可、農業用施設用地に変更されたことを受け、転用申請を行うように指導してきたものであります。</p> <p>以上の3件につきましては、転用許可基準について、いずれも農地法第4条の各要件に合致していることを確認しております。</p> <p>また、附番7につきましては、転用面積が30aを超えておりますので、北海道農業会議の常設審議委員会への諮問が必要となります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番6について、宮浦委員よりお願いいたします。</p>
宮 浦 委 員	<p>農地転用附番6ですが、議案第3号で申し上げましたとおり、申請地を小麦乾燥施設に転用することは、やむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に附番7について、堀口委員よりお願いいたします。</p>
堀 口 委 員	<p>農地転用附番7ですが、議案第3号で申し上げましたとおり、申請地を牛舎等農業施設に転用することは、やむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に附番8について、高田委員よりお願いいたします。</p>
高 田 委 員	<p>農地転用附番8です。平成28年度農地部会において、追認処理の判断がなされました。その後農振については、平成29年6月の計画全体見直しで農業施設用地に変更がなされたことから、追認により処理しようとするものです。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	(なし)
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>なお、転用面積が30aを超える案件については許可相当として、北海道農業会議</p>

の常設審議委員会へ諮問することといたします。

次に、議案第5号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井専門員)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第5号、附番16の農業用施設建設のための農地転用に係る使用貸借権の設定1件について、調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明致します。附番16ですが、議案第3号でご説明した内容のとおりですので、詳細は省略させていただきます。

なお、転用許可基準につきましては、農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。説明は以上です。

議長

それでは議案第5号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番16について、宮浦委員、お願いいたします。

宮浦委員

それでは意見を申し上げます。議案第3号で申し上げましたとおり、申請地を農機具格納庫として転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委員)

(なし)

議長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に議案第6号「農地法第5条の許可に係る事業計画の変更申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(今井係長)

(議案第6号、附番2の牛乳処理及び加工製造施設建設のための工事期間の延長1件について、調査書に基づき朗読・説明)

それではご説明いたします。附番2ですが、こちらは第26回総会で議決を受け、平成30年8月2日帯農委第109号で許可済みの案件です。その後、工事の入札が9月に実施されましたが、契約には至りませんでした。改めて11月に再度入札が実施され請負業者が決定いたしました。9月の地震や台風により工事着手が遅れ、工事期間までに主要機器の納品も間に合わないことから工事工程を見直し、工期の延長を申請するものです。

なお、北海道農地法関係事務処理要領に定める、農地転用事業計画変更の承認に必要な要件について全て満たしているものと考えます。

議長

それでは議案第6号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番2について、濱野委員よりお願いいたします。

濱野委員

それでは意見を申し上げます。第26回総会において許可された案件です。

申請施設の入札が9月に行われましたが契約に至らず、11月に行われた入札で施工業者が決まった次第です。しかし、9月にあった地震や台風の影響もあり、

		工事着手が遅れ、工事期間内に完了できないことから、工事工程を見直し工事期間の変更を申請するものです。
議	長	ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。次に、議案第7号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(今井専門員)		農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。 (議案第7号、一般分 附番66から102の賃借権の設定37件について調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
事務局(木原専門員)		(同、公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う所有権の移転 附番30から31の買入2件、及び、賃借権の設定 附番4の公益財団法人北海道農業公社による農地保有合理化事業に伴う賃借権の設定1件について調査書に基づき朗読・説明。) 以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。
議	長	それでは議案第7号について、審議に入りますが、附番80及び82については吉田宏一委員が関係していますので、ここで一時退席していただきます。 【吉田宏一委員退席】
議	長	それでは、附番80及び82について、審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 【吉田宏一委員着席】
議	長	引き続き、附番85につきましては、合歓垣委員が関係していますので、ここで一時退席していただきます。 【合歓垣委員退席】
議	長	それでは、附番85について、審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)

議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。
		【合歓垣委員着席】
議	長	それでは、付番８０番、８２番、８５番を除いた案件について審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
		続いて「その他」に入ります。
		今回、事務局からの案件は特に無いようですが、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。
(委 員)		(なし)
議	長	(特に無いようですので、) 以上で「その他」を終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。
事務局(水野主任補)		(事務局から連絡事項の説明)
議	長	ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
(委 員)		(なし)
議	長	それではここで、職員の人事異動について事務局から報告をお願いします。(異動内容の報告、職員の挨拶)
議	長	ありがとうございました。
		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。